

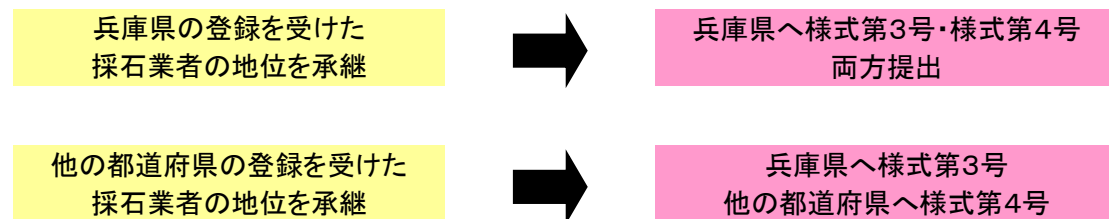
☆採石業者承継の際のチェックシート☆

【共通様式】

- 採石業承継届書（様式第3）
- 採石業承継届書（様式第4）

様式及び提出先

承継人が兵庫県の登録を受けている場合



承継人が他の都道府県に登録を受けている場合



承継人がいずれの都道府県に登録も受けていない場合



【添付書類】

《事業の全部を譲渡した場合》

- 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）
- 承継人誓約書（法人用 or 個人用）
- 法人の場合は、その法人の登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）
- 賃借権の移転、他の許認可の権利譲渡等の書類の写し（※承継人が採取計画認可を受けている場合のみ）
- ※採取計画認可を受けている場合、連帯保証契約も承継されるかを企業に確認。（提出の強制はできない。）別紙
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
- 登録役員の身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

《分割により法人が承継した場合》

- 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）
- 承継人誓約書（法人用）
- 承継した法人の登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）
- 採石業者事業承継証明書（様式第6の2）
- 吸収分割契約書又は新設分割計画書及びこれらに関する株主総会の決議又は総社員の同意の記録（写）（ただし、会社法の規定により、株主総会等を開催する必要がある場合は、取締役会等による意思決定を示す文書の写し）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

《合併により法人が承継した場合》

- 承継人誓約書（法人用）
- 承継した法人の登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

《2人以上の相続人の全員の同意により選定されたものが承継した場合》

- 承継人誓約書（個人用）
- 採石業者相続同意証明書（様式第5）
- 戸籍謄本（相続関係を確認できるもの）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

《相続人が1人である場合又は相続人全員が共同で相続した場合》

- 承継人誓約書（個人用）
- 採石業者相続証明書（様式第6）
- 戸籍謄本（相続関係を確認できるもの）

- 役員証明書（様式第8条第6号関係）

※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

- 登録役員の身分証明書（免許証、健康保険証のコピーなど）

○提出部数：1部

※業務管理者及び法人にあっては、その業務を行う役員に変更がある場合は、変更届も同時に提出

※承継届があった場合は砂防課に事前に報告、採石の後処理を放置するなどの抜け道として、承継を行っていないかを確認。